

地域保健 7

2018

●特集

母子保健と虐待予防の 一体的な取り組みに向けて

一子育て世代包括支援センターと
市区町村子ども家庭総合支援拠点



市区町村子ども家庭総合支援拠点の現状

市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置状況はどうなっているのか。昨年度末に全国の自治体のアンケート調査を実施した、日本大学の鈴木秀洋さんに現状をまとめていただいた。



日本大学危機管理学部
鈴木秀洋
(すずき・ひでひろ 准教授)

厚生労働省の「市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ」委員として

2016（平成28）年の児童福祉法は、子どもの権利主体性を明記した抜本的な改正を行い、市区町村が「拠点」を整備することとしました（法10条の2、**図1**）。「市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）」中段「市区町村子ども家庭総合支援拠点」参照。

そして、この改正に伴い設置されたワーキンググループにおける議論を踏まえ、「市

区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱」、「市区町村子ども家庭支援指針」（ガイドライン）を策定しました。市区町村は、これまで以上に、専門的な相談対応・必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能が求められ、総合的な支援拠点の設置運営が求められています。

具体的には、前記要綱では、「6 職員配置等」の項目で、支援拠点に配置すべき職員、職務・資格等、配置人員等についても定めています（**図2**）。

支援拠点は、従前市区町村と都道府県との間で、ともすると支援・介入の連携が十

分でなく手薄となっていた部分、間隙となっていた部分を、専門性を有するケースワーカーの司令塔すなわち拠点を設けることで、切れ目のない支援を実現していこうというものです。

平成29年度「子ども家庭総合支援拠点の調査研究」代表として

では現状、この支援拠点の設置は進んでいるのでしょうか。

1. 全国の自治体へのアンケート調査の結果

18（平成30）年1月25日から同3月1日までの期間内において、政令指定都市を含ま

図1 市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）

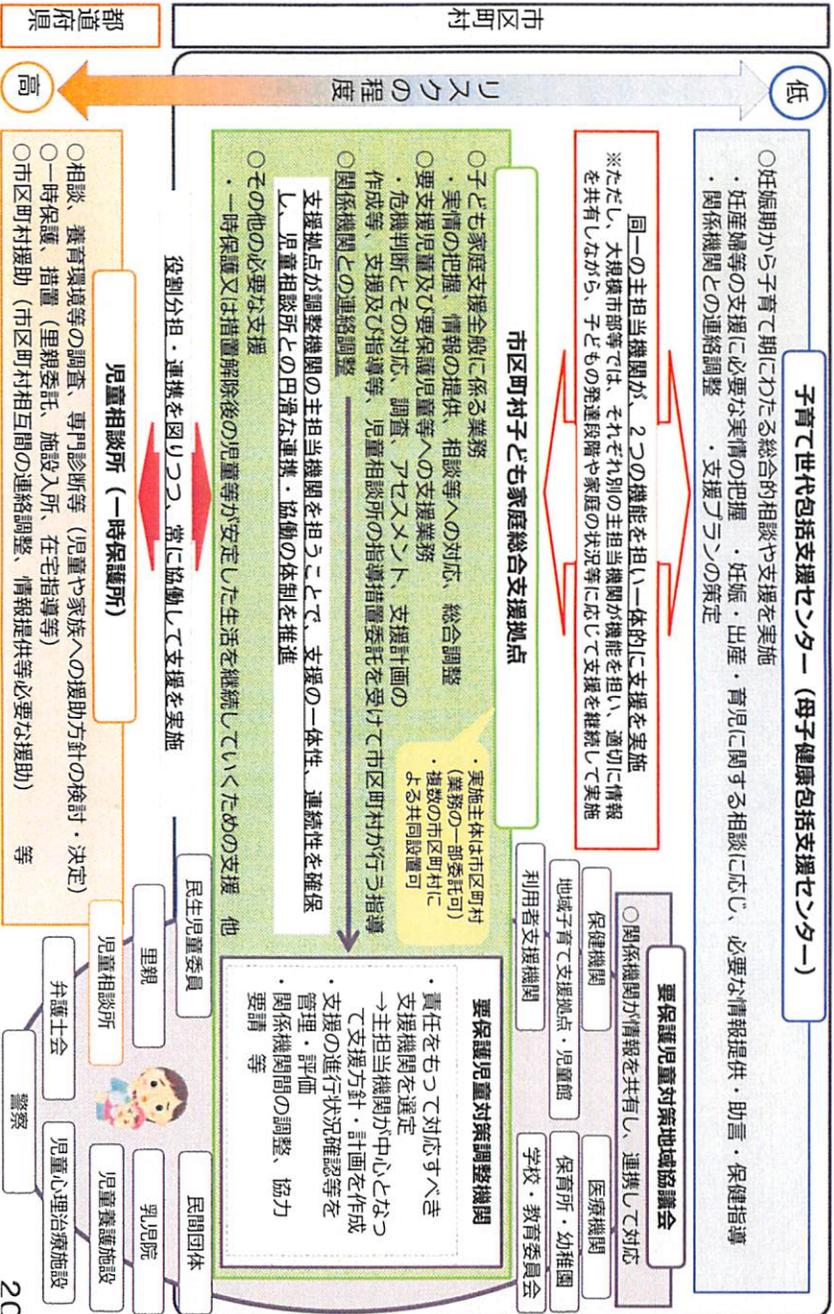


図2 市区町村子ども家庭総合支援拠点の人員配置基準

1. 主な職員の最低配置人員

	子ども家庭支援員	心理担当支援員	虐待対応専門員	合計
小規模型				
小規模A型	常時2名	—	—	常時2名
小規模B型	常時2名	—	常時1名	常時3名
小規模C型	常時2名	—	常時2名	常時4名
中規模型	常時3名	常時1名	常時2名	常時6名
大規模型	常時5名	常時2名	常時4名	常時11名

(※) この他、支援拠点には、必要に応じて、安全確認対応職員、事務処理対応職員等の職員を配置することが望ましい。

2. 虐待対応専門員の上乗せ配置の算定式

$$\left[\frac{\text{各市区町村の児童虐待相談対応件数} \times \text{各市区町村管轄地域の児童人口}}{\text{全国の児童虐待相談対応件数} \times \text{全国の児童人口}} \right] \div 40$$

- (※1) 市区町村内に複数の支援拠点を設置する場合には、支援拠点単位で算定。
- (※2) 各年度における上乗せ人員は、児童人口は直近の国勢調査（平成27年）の数値を、児童虐待相談対応件数は前々年度の福祉行政報告例の数値を用いて算定。
- (※3) 「40」は、平均的な児童相談所の児童福祉司の虐待相談に係る持ちケース数（年間約40ケース〈雇用均等・児童家庭局総務課調〉）を踏まえたもの。

表 アンケート調査結果からみた支援拠点の設置状況（平成30年2月1日現在）

類型	設置数
小規模-A型	32
小規模-B型	29
小規模-C型	13
小規模-C型、中規模型	1
中規模型	13
大規模型	5
合計	93

む全国の全市区町村1741および全都道府県47を対象とし、インターネットを活用したオンラインアンケートおよびメールにて調査を行いました（市区町村は730（回答率41・9％）。都道府県は回答がなかった福井と静岡を除く45（回答率95・7％）。回答のあった市区町村730のうち、同2月1日時点で設置済みと回答した自治体は93（回答自治体のうちの12・7％）でした。

これを児童人口規模に応じた支援拠点の類型別で見ると（分析表省略）、80％以上の市区町村が拠点未設置、特に小規模Aの設置が進んでいないという結果となっています。

2. 全国の支援拠点設置自治体（一部予定）へのヒアリング調査の結果

ヒアリング調査については、小規模A型から大規模型まで偏ることなく、北は北海

課題と展望

1. 課題

主に6点挙げることができます。

① 拠点概念の分かりづらさ・一体性の困難さ

児童福祉法改正の目玉でありながら、支援拠点はいまだ注目度が低いままで。今一度地域でなぜ支援拠点が必要なのか、どんな拠点到すべきなのか、十分な議論が必要でしょう。子どもの権利主体性（意見表明権等）をきちんと大人が認識し、そして子どもとともに養育者ごと地域で支え続ける、どの地域に住もうとも、すべての子どもが安全に安心して、「あほな遊び」（目黒虐待死事件では「あほな遊びをしません」との手紙を書かされていた）を思う存分して、笑って毎日を過ごせるように。もしそうでない環境に置かれたら、いつでも地域の支援拠点を頼れるように。困ったらいつでもあそこに相談しようという地域の駆け込み寺であり、精神的・物理的居場所としての支援拠点を設置することが急がれているのです（筆者としては今後も全国を回って先進事例等を紹介できればと思っています）。

おわりに

- ② 人員配置基準の困難さ（専門職確保の難しさ、常時要件充足の難しさ）
 - ③ 財政負担の困難さ（2分の1という運営補助率の低さ）
 - ④ 法的義務性の明文がないこと（努力義務）
 - ⑤ 都道府県の役割が明示されていないこと
 - ⑥ 自治体の規模によるモデル・先進事例のなさ
- 自治体は、これらの壁にぶつかっていることが分かりました。なお、詳細については、ホームページにて公開しておりますのでご覧ください（平成29年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進に向けた支援手法に関する調査研究報告書」（研究代表鈴木秀洋）。
- http://www.nihon-u.ac.jp/risk_management/pdf/rm_180424_2.pdf?180514

2. 展望

では、こうした課題をどのように解決していくべきなのでしょう。先行・先進自治体の例を参考に、三点提言を行っておきます。

第一に、拠点概念の分かりづらさや一体性の課題については、国の要綱・ガイドライン等を参考に、拠点到に係る自治体の要綱

を制定することで、自治体内での法的位置付けを明確にしている自治体があります（千歳市、南房総市、岩国市等）。こうした法的整備が有効です。

また、子育て世代包括支援センターとの一体性・連携を図るべく、ハード面（同一建物同じ窓口など）およびソフト面（指揮命令系統）の両方を統一する形のモデルを作った自治体があります（加賀市、岩国市）。こうした一体性が難しい場合には、包括支援センターと支援拠点との情報共有・連携の具体的進め方について議論を詰める必要がありましよう。

第二に人員配置等については、専門性を持った拠点という観点からは最低限の基準ともいえます。ただし、ゼロか100かではなく、子どもの命を守る観点からは一歩でも現状のレベルを上げるといった視点・工夫が求められましよう。

第三に、市区町村の拠点設置であるとしても、都道府県の支援と連携が不可欠です。その意味では山口県、岡山県、北海道、石川県、福島県、大阪府、東京都等ヒアリング自治体によって支援の手法（悩みを聞いて回る、要綱制定支援、財政的支援、研修支援、説明会の開催、ワークショップ開催

東京都保健師募集

都市部から島しょ地域まで、
幅広い現場があります！



東京都の保健師は、精神・難病・感染症・医療安全対策といった専門的業務等を、保健所を中心に、都市部（多摩地域）から島しょ地域までの様々な現場で展開しています。あなたも一緒に挑戦しませんか？



- ◎採用予定者数…… 6人
- ◎資格…… 免許取得者または取得見込者
- ◎年齢…… 平成31年4月1日現在、22歳以上40歳未満の方
- ◎勤務場所…… 多摩及び島しょ地域の保健所等
- ◎採用予定日…… 平成31年4月1日（原則）
- ◎試験日…… 平成30年9月9日（日）（1次試験）

東京都保健師業務説明会を開催します

東京都の保健師活動について理解を深めていただくために、「東京都保健師業務説明会」を開催します。個別相談会も実施予定。あなたの不安や疑問に、先輩保健師が直接お答えします。ぜひお気軽にご参加ください。【事前申込制】

- <開催日> 平成30年7月28日（土）12:30受付開始 13:00～17:00
- <会場> 東京都庁第一本庁舎5階大会議場（東京都新宿区西新宿2-8-1）
- <内容> 東京都の保健師活動紹介、先輩職員からのメッセージ、個別相談会 等

問い合わせ先

東京都福祉保健局総務部職員課 TEL：03-5320-4023

申込方法等詳細については、東京都福祉保健局ホームページをご覧ください。

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/joho/shokuin/s_shoku/index.html

株式会社 東京法規出版

〒113-0021 東京都文京区本駒込2-29-22

定価1480円（本体1370円）